

納期限

今月の納期限は1月31日(水)です

- ◇市・県民税(4期)
- ◇国民健康保険税(8期)
- ◇後期高齢者医療保険料(7期)
- ◇介護保険料(1月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

- 時** 毎週水曜日
13:00~16:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490

◇人権相談

- 時** 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15
- 場** 和歌山地方法務局御坊支局
- 問** 全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003-110
- ※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

- 時** 毎週木曜日
13:30~16:00
- 場** 財部会館
- 問** 和歌山弁護士会
☎073-422-5005
- ※事前予約が必要です。
※30分で5,000円程度の
相談料が必要です。

◇行政相談

- 時** 1月10日(水)
13:00~15:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 防災対策課
☎0738-23-5528

行政相談委員

- くぼり しゅうじ 氏
☎0738-23-2229
- てらさき すずこ 氏
☎0738-22-2152

20歳になったら国民年金 〜新成人の皆さんへ〜

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

20歳になったら、すでに厚生年金や共済組合に加入している方や、その方に扶養されている夫または妻を除いて、第1号被保険者として国民年金に加入しなければなりません。

20歳の誕生日を迎える月の初めごろ、または、前月末ごろに、日本年金機構から年金手続きの案内や届出用紙「国

民年金被保険者資格取得届書」が郵送されます。この届出用紙と印鑑をご持参のうえ、御坊市役所1階 国保年金課で加入手続きをしてください。

国民年金保険料月額(定額)

16,490円(平成29年度)

※定額保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。付加年金は、「2000円×納付月数」で計算されます。

※付加保険料を納付する場合は、必ず定額保険料の納付が必要です。

◆保険料の免除・納付猶予制度があります

国民年金保険料免除制度

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。申請者

本人、申請者の夫または妻、世帯主それぞれの所得が一定額以下であれば、保険料が免除されます。

若年者納付猶予制度

学生でない50歳未満の方が申請する場合、申請者本人と、申請者の夫または妻の所得が一定額以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

国保年金課 年金係

☎0738・23・5530

年金相談をご利用ください!

相談を希望する方は、田辺年金事務所お客様相談室(☎0739・24・0435)への電話予約が必要です。

1月18日(木)

10時~11時30分

13時~15時

市役所3階会議室

電話予約方法

自動音声による案内が流れますので「フッシュボタン」を押す。か、「自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」

国保年金課 年金係

☎0738・23・5530

償却資産申告書の提出は1月31日(水)までに!

固定資産税は、土地や家屋だけでなく、工場や商店などの経営者が、その事業のため

に用いている構築物、機械、器具、備品などの償却資産にも課税されます。

また、賃借人(テナント)などが施工した内装、電気、ガス、空調設備などの事業用資産も課税の対象となります。

法人や個人事業者の方で、市内に償却資産を所有している場合は、平成30年1月1日現在において、所有している資産の内容を償却資産申告書に記入をして、提出期限までに税務課資産税係へ提出してください。

※小型特殊自動車に該当するフォークリフトは軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産税は課税されません。軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

申告書提出期限

1月31日(水)

税務課

☎0738・23・5504